



【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

総合的な社会保障制度確立に向けた抜本改革を！！

あまりにも無知

4月28日、衆議院厚生労働委員会で、年金関連法案が強行採決され、さらに民主党菅代表までが、保険料を滞納していたという事実が判明しました。国民の代表である国会議員が、このような有様ではどうしようもありません。また、法案を提出する立場の大臣が国民の義務を果たしていないということは由々しき問題です。国会議員たるものが、「知らなかった」で済む問題ではありません。

連合・草野事務局長は強行採決に抗議する談話の中で「政府法案を力づくで押し通そうとすることは、国民的な議論を無視し、改悪内容を隠蔽するものである、連合はこの強行採決に抗

議し、撤回を強く求める、さらに年金制度はもとより、介護や医療も含めた総合的な社会保障制度の確立に向けた抜本改革議論が行われるよう求めていく」と述べました。

リストラ推進になる改正

現在、閣僚や国会議員の保険料未納問題で沸いていますが、これに惑わされてはいけません。採決された政府案は、保険料引き上げにより、リストラが推進される等、雇用に悪影響をもたらすものです。私たちは、このような法案が強行採決されてしまったということをしっかりと認識しなければなりません。

【国会議員の未納問題ってどういうこと？】

津田やたろうが国会議員になった場合

現在

年金=厚生年金加入
(国民年金第2号被保険者)
医療=政府管掌健康保険

国会議員になると

年金=国民年金第1号被保険者(13,300円/月)
議員互助年金(約130万円/年)
医療=国民健康保険

中川大臣はここから保険料滞納

やたろうが大臣になった

菅代表は厚生大臣になった時、医療保険は国家公務員共済になるので、年金も国家公務員の共済年金になると勘違いして、第1号被保険者としての保険料を滞納した。

年金=国民年金第1号被保険者(13,300円/月)
議員互助年金(約130万円/年)
医療=国家公務員共済の健康保険

保険料の徴収は2年で時効になるので、2年前までの分はさかのぼって納めることができる。

【議員互助年金って何？】

議員互助年金は、国会議員の「企業年金」のようなもの。

掛金(保険料) = 年間約130万円(保険料率約6.09%) 受給資格期間 = 10年以上掛金を納めること
国庫負担割合 = 約7割

受給額 = 最低の10年で年間412万円、在職期間1年増えるごとに約8万円加算

在職50年約742万円で頭打ち

その他 = 刑事罰に問われた議員でも3年以下の懲役刑であれば受給資格が失われることはない